

令和2年第5回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和2年7月16日 開会

令和2年7月16日 閉会

奈井江町議会

令和2年第5回奈井江町議会臨時会

令和2年7月16日（木曜日）

午後 1時59分開会

午後 2時37分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第 4 議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 5 議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 6 議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 7 議案第5号 町有財産の取得について【奈井江小学校タブレット整備事業】
- 第 8 議案第6号 町有財産の取得について【奈井江中学校タブレット整備事業】

○出席議員（9人）

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 篠田茂美 | 2番 | 大関光敏 |
| 3番 | 竹森毅 | 4番 | 遠藤共子 |
| 5番 | 石川正人 | 6番 | 笹木利津子 |
| 7番 | 森山務 | 8番 | 大矢雅史 |
| 9番 | 森岡新二 | | |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 三本英司 | | | | | | | | | | |
| 副町 | 長 | 碓井直樹 | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 相澤公 | | | | | | | | | |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 参 | 事 | 小 | 澤 | 克 | 則 | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 辻 | 脇 | 泰 | 弘 | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 兼 | 会 | 計 | 課 | 長 | 横 | 山 | 誠 |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 馬 | 場 | 和 | 浩 | | | |
| 建 | 設 | 環 | 境 | 課 | 長 | 大 | 津 | 一 | 由 | | | |
| 産 | 業 | 観 | 光 | 課 | 長 | 石 | 塚 | 俊 | 也 | | | |

| | |
|-----------|-------|
| 保健福祉課長 | 鈴木久枝 |
| 教育委員会事務局長 | 松本正志 |
| 町立病院事務長 | 杉野和博 |
| 保健福祉課課長補佐 | 田野義美 |
| 保健福祉課課長補佐 | 辻脇真理子 |
| 代表監査委員 | 中野浩二 |
| 農業委員会会長 | 千徳信行 |

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

| | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 滝本 静 |
| 議会庶務係長 | 東藤 美妃代 |

（13時59分）

開会

●議長

皆さん、臨時会出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で、定足数に達しておりますので、令和2年奈井江町議会第5回臨時会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策として、非常出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

（14時00分）

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番、遠藤議員、5番、石川議員を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
今期、臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第3、議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第5回臨時会出席、お疲れさまです。議案書1ページをお開きください。
議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。
第1条において、歳入歳出それぞれ7,593万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ53億5,436万1,000円とするものであります。
今回の補正予算につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分の早期実施分として関わるものでございます。
補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、6ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費として、7,410万円を追加計上しております。

事業の詳細につきましては、この後、担当参事のほうから資料により説明させますが、修繕料では、奈井江中学校教室改修費用500万円、補助金では、プレミアム付き商品

券発行事業3,120万円、交付金では、特別出産給付金、医療・福祉・介護事業所給付金、事業応援給付金、合わせて3,750万円を追加計上しております。

6ページ下段から7ページにわたります2項2目の賦課徴収費では、法人税の過誤納付還付金、還付加算金で181万9,000円を追加計上、7ページの3款2項1目の児童福祉総務費では、子育て支援事業に要する経費として、国から支給される独り親世帯臨時特別給付金事務に係る時間外勤務手当、通知書等郵送料、合わせて1万2,000円を追加計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

14款2項1目の総務費国庫補助金では、国から6月24日付で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分、地方単独事業分に係る交付限度額2億834万7,000円の通知を受けておりますが、今回の補正予算では、早期実施分として6,850万円を追加計上してございます。

2目の民生費国庫補助金では、独り親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金1万2,000円を追加計上、15款2項6目の商工費道補助金では、プレミアム付き商品券発行支援事業交付金560万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差181万9,000円については、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

臨時会出席、大変お疲れさまでございます。

臨時会資料1ページ、資料1をお開き願います。

補正予算（第6号）で予算計上いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分早期実施に係る5つの事業についてご説明申し上げます。

1番目の新規事業、特別出産給付金については、子育て世帯の支援のため、4月28日以降の出生者に対して、国の特別定額給付金と同様の10万円を給付するものであり、対象者20名を見込み、200万円を予算計上しております。

2番目の新規事業、医療・福祉・介護事業所給付金については、患者や高齢者等との接触など、感染リスクの高いサービス提供を行う事業者に対して、感染拡大の防止や事業継続に向けた取組を支援するため、町内の医療・福祉・介護関連事業者に給付金を給付するものでございます。

給付金は、①の薬局、通所事業所、訪問系、就労系の事業所に10万円、②の医療施

設、定員10名未満の入所施設に20万円、③の定員10名以上の入所施設に30万円、2か所以上の事業所を運営している事業者には、該当する金額を合算し、100万円を限度に給付するものでございます。給付対象は16事業者を見込み、550万円を予算計上してございます。

3番目の公共的空間安全・安心確保事業については、奈井江中学校の教室改修に係る修繕料を400万から900万に増額するものでございます。第1次の実施計画では、臨時休業時の対応を想定し、空き教室の壁の撤去を行う予定でしたが、中学校との協議により、臨時休業時ではなく、平常時の普通教室として利用ができるよう、空き教室の壁2か所の撤去に加え、3か所の黒板を新設し、新しい生活様式に対応した学習機会の確保を図るものであり、夏休み期間中に工事を実施したいと考えてございます。

次に、2ページ、4番目の事業応援給付金については、感染症により大きな影響を受けている町内事業者の事業継続に対する支援を強化するため、給付額等の拡充を行うものでございます。

拡充内容については、本年2月から6月までの対象期間を1月から12月の1年間に拡大し、半年ごとの上期、下期に区分するとともに、対象要件である前年同月比の売上げ減少率を20%以上50%未満から20%以上に拡大をし、併せて給付額を上限10万円から、上期、下期それぞれ定額20万円の給付を行い、最大で40万円とするものでございます。

また、従前は、国の持続化給付金の受給者を対象外としておりましたが、今回は、国の給付金の併給を可能とするよう制度の見直しを行ったところでございます。

事業費につきましては、これまでの給付済みの分を含め、100事業者に対して、上期、下期を合わせた40万円の給付を見込み、既決予算に3,000万円を追加し、総額4,000万円としたところでございます。

5番目の新規事業、プレミアム付き商品券発行事業については、感染症の影響により停滞している町内の消費喚起を促すため、町内の全世帯を対象にプレミアムを付与した商品券を発行するものでございます。

商品券の形態は、道の補助金も活用した上で、プレミアム率を50%とし、購入額を最大2万円、プレミアム額1万円を加えた利用額は3万円となります。

また、商品券は、低所得者などの購入や利用に配慮し、商品券を5セットに分け、1セットの購入額を4,000円、利用額を6,000円としたところでございます。

購入方法は、町から7月1日時点の世帯宛てに送付する購入引換券を商工会に持参をし、商品券を購入することになりますが、発売開始の時期については8月下旬を予定しているところでございます。

また、商品券の利用可能店舗は、町内の全事業者を対象に公募を行い、商品券の有効期限を来年の2月末までとしたところでございます。

事業費につきましては、プレミアム経費2,800万円、発行事務費360万円、合計3,160万円ですが、このうち歳入としてプレミアム経費に対する道補助金560万円を予算計上をしているところでございます。

以上が、6月24日に通知を受けました第2次分の臨時交付金に対応する事業の概要でございますが、第1次分の事業に、本日の早期実施分を加えた地方単独事業としての臨時交付金の執行見込額は約1億5,180万円となり、通知を受けた1次と2次を加えた交付限度額2億7,258万円に相当する実施計画を作成するためには、約1億2,000万円の事業の計画が必要となります。

現在、町では、9月下旬に期限が設定されました第2次実施計画の提出に向けて作業を進めておりますが、現在、検討中の主な事業といたしましては、町内の一部で未整備となっている光ファイバーの整備、小中学校の換気設備の整備、今回対応可能となった基金事業として、コロナ対策特別融資の利子補給費の積立て、公共施設のオンライン環境の整備など、地域経済の活性化感染予防対策に加え、新しい生活様式への対応など、地域を、将来を見据えた幅広い視点で事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

3番、竹森議員。

●3番

3番。2点について質問したいと思います。

1つは、7ページで説明がありました賦課徴収費について、過誤納付金があったということなんですけども、その内容についてお知らせ願いたいというのと、今説明がありましたコロナウイルス感染症対策の交付金の配分で、いろいろ今、早期分ということで、今やっているんですけども、そのほかに今の話ですと1億2,000万円ぐらいですか、まだ予算を使わなければならないという言い方は悪いんですけども、予算があると。結果的に、コロナ対策でこれほどのお金が来たということで、やはり国が示した分については、使い切るのがやはり望ましいんですけども、報道によりますと、余らせて積立てにするとか、基金に積むというのは、何かいろいろ制約があるようなんですけども、余りそうな場合についての対策について、あるのであればお聞かせ願いたいと思います。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長。

臨時会出席、大変お疲れさまでございます。ただいまの竹森議員の1点目のご質問の賦課徴収に要する経費の過誤納付金の内容でございますが、これにつきましては、事業者からの法人町民税の確定申告の提出があり、中間申告、予定申告により納付した税額が控除されているわけでございますが、払い過ぎとなっている税額を還付するための還

付金が発生したということで、予算額に不足が生じたので、補正を上げた次第ですので、ご理解いただきたいと思います。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

ただいまの竹森議員の事業の余りが出ないような形での執行の部分の話かと思いますが、事業の臨時交付金の執行に当っては、当初から基本は2年度ということですが、一部執行ができない部分につきましては、繰越しも認められているということに加え、今回の2次配分の中で、いろいろまだ制約はありますが、基金の積立ても認められています。

そういったことを活用しながら、有効に進めていきたいというふうに思っておりますが、現在、先ほど申しましたように、2億7,000万ほどの配分を受けております。これから計画を立てて、その分の予算計上をすることになりますが、当然、執行残というものは当然出てくるかと思しますので、国のほうからも、やはりうちでいけば2億7,000万ですが、2億7,000万だけの予算措置をするのではなくて、そういった執行残を見越した中で、一部町の単独費が出たとしても、やむを得ないと思っておりますので、使い残しがないように、予算計上等を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長

ほかに質疑ございませんか。

1番、篠田議員。

●1番

1番。私は、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生の臨時交付金の計画概要について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

2次配分といたしまして、今ほどもご説明ありましたように、2億近くの交付金が来るわけですけれども、今ほど、特別出産給付金ですとか、5項目にわたって計画の概要の説明がありました。

この部分について、賛成はいたしますけれども、町民の皆さんからちょっと言われているのは、近隣市町村ではマスクを配ったり、配るところは2回も配ったりしている。それと、商品券というか、要は地域の消費喚起のための施策として、この交付金を利用しながら商品券等の配布もやったりしているような状況にあるようですけれども、当町においては、今のところ住民の部分では、こういう出産祝い金だとか、特別なものも計画をされておるようですけれども、マスクについては配られていないんですけど、町内の消費喚起を促す意味からも、どうなんでしょうか、マスクの代わりに商品券を配った

りして、消費喚起を促すだとか、あと、このコロナの部分では、当町には感染者がまだ出ておりません。それは、ひとえに町民の皆さんも協力をしてくれておりますし、各事業所においても、それぞれマスクですとか、消毒液を買って感染防止に努めているような状況でございます。

今回、病院ですとか、福祉ですとか、介護施設等に対しても、感染防止の取組事業所に対して支援をしていくわけですがけれども、事業所に対しても、皆さん、努力をされて頑張っておりますので、支援を考えていくというようなお考えがないのかどうか、お伺いしたいなと思います。

●議長

答弁を求めます。企画財政課参事。

●企画財政課参事

ただいまの篠田議員のご質問でございますが、奈井江町においては、これまで町民の皆様また事業者の皆様のご努力があつてのことだと思っておりますが、こうして感染者が出ないで現在まで推移をしております。本当に、それらの取組について、本当に感謝を申し上げなければならぬのかなというふうに思いますが、今、ご意見ありましたマスクであったり、商品券であったり、様々なものがあるかと思っておりますが、私どものほうといたしましては、こういったご意見ありましたマスクなどのように、全町民であったり、全事業者であったり、それらの全体を対応としたような取組を行うということも、大切な事業の一つというふうにも考えておりますが、このことに加えて事業の目的であったり、緊急性であったり、効率性であったり、それらを考えて、特定の町民や事業者に施策を集中しつつも、町全体として公益的な効果が得られるというようなことも大切なことであるというふうに考えておまして、これらを踏まえながら各事業の制度設計を行ってきたところでございます。

また、経済対策については、感染症の拡大の収束にめどがつくまでの間の雇用の維持、事業の継続を支えるということの目的で、国、道において様々な対策が取られておまして、それらの支援策の活用を基本に置きながら、町内事業者の影響や経営規模を踏まえながら、優先順位をつけながら、町としての支援策の検討を進めてきたところでございます。

今回の臨時交付金の第2次配分で示されたように、新しい生活様式にも対応しながら、感染リスクの軽減ですとか、社会環境の整備を推進することが求められておまして、将来的な展望なり地方創生という視点を持ちながら、今後も各事業の検討を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

●議長

1番、篠田議員。

● 1 番

事業の選択に当りましては、今、説明があったような形で検討を進めてはおられるのは重々分かりますけれども、住民があつての町でもありますし、昨今また東京のほうもひどくなってきているような状況であります。いずれにしても住民の皆さん、それと、それぞれの事業所の皆さんが協力していただけないと、大変なことになってしまうのかなとも思います。今後のご協力をお願いする意味からも、是非、まだ1億4,000万ほど残っているようでございますので、協力、支援というか、そのような形で支援のほうをご検討していただきたいなと思います。

● 議長

答弁はよろしいですか。答弁いただけますか。答弁をお願いします。
町長。

● 町長

今、篠田議員がおっしゃることは、全く異論はございません。間違いなく住民があつての町でありますし、事業所の協力の下にということは、これは、もう全然否定する何者もないんですけれども、それこそ本当に私は思いますのに、奈井江ということの地理的な地勢を含めて、感染ということから考えたときに、感染の危険性といえますか、それが札幌だとか、そういうところから比べて、本当におかげさまだと思いますけれども、少ないという事実があると思います。

そういう中で、それぞれの事業体の皆さん、そして、町民の皆さんが、本当にそれぞれがしっかりと自分を律しながらやっただいてということだと思ふんですけれども、それに対するリスクは、ある意味、逆に言うと、皆さんそれぞれが同じように負っていただいているということだと思いますから、それらに対する支援あるいは慰労というものを含めたときに、どういうものがあるのか。ほかの町では、いろんな形で項目分けをして支援をしているところがありますけれども、私としては、それらのものを受け取る側は、実は1人1事業所、そういう形であろうかと思っています。

国が支援し、道が支援し、町が支援するという3重構造になっている支援の事業もありますけれども、町民、事業所は、本当は1本でまとめてほしい、そんな思いなのかなというふうに思っておりますので、私としては、それらのことを総合的に勘案をして、各担当に整理をさせていただいて、消費喚起等も含めた中での、例えば、町民の皆さんにある意味、均等という言葉は不適切かもしれませんが、プレミアム商品券の発行というような形で対応させていただきたいと思ふますし、事業所については、この応援給付金を拡大するということ。そして、従前であれば、国の支援が受けられるところについては、町は支援をしないということでありましたけれども、かかる状況の中で、それも含めた形ということで対応をさせていただきました。

残るお金という言い方が、先ほどから出ていますけれども、実は残るお金じゃなくて、全部が大切な事業でありまして、今、計画の細部がまとまっていないから、ここに上げ

ていないということでもありますので、そのことは是非ご理解をいただいて、将来を見つめたまちづくり、感染を予防しながら、しっかりとしたまちづくり、子供たちにもお年寄りにも安心して住んでいただけるまちづくりのために、有効に使っていきたいということでもあります。よろしくをお願いします。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

6番、笹木議員。

●6番

コロナウイルス感染対策の臨時交付金のことについてお伺いします。

事業支援給付金ですけれども、今回、補正予算が3,000万、合わせて4,000万の事業費が計上されることとなります。

ここで1つ思うのは、事業応援給付金が、予定されているというか、想定されているのが100事業所ということでもあります。ここで思うんですけど、この給付対象という部分なんですけど、申請するという形になるんでしょうけれども、自分のところ自社が、また、もしくは自分の商店がここに該当しているのかということが、それぞれの会社持たれている方、商売されている方が、しっかり確認というか、手段はどのようにしていくのかという部分で、ちょっと迷っている方もいらっしゃるのかなというのが、ちょっと不安に思っています。

今回、こうやって予算が計上されるわけですから、該当する方がもれなく給付を受けられるために、どのようにしていったらいいのかという部分、もし、お考えがあればお伺いします。

●議長

産業観光課長。

●産業観光課長

臨時会出席、大変お疲れさまでございます。

ただいまの笹木議員の質問でございますが、事業応援給付金につきましては、もう既に制度としてスタートしているところでございますけれども、今回、対象期間ですとか、給付額が拡充されるということで、改めて各事業所に行き渡るように周知も行ってまいりたいと思いますし、手続等に関しましては、商工会のほうのご協力もいただいているところでございますので、改めてそういった相談等についても、丁寧に対応していきたいと思いますし、それぞれ対象となるかどうか判断が難しい場合についても、気軽にご相談いただけるような体制を改めて取ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

●議長

6番、笹木議員。

●6番

是非、そこら辺丁寧に、せつかく給付を受けられる方が、なかなか迷い心で受けられずに終わってしまったなんていうところがないようお願いしたいと思います。

現時点、何事業所ぐらいが、今もう対象になっているのか分かりましたらお願いします。

●議長

産業観光課長。

●産業観光課長

現在の制度につきましては、本年の2月から6月までの期間のどれか一月に事業収入が、20%以上50%未満ということを対象に申請を受け付けているところですが、現在、今日までの申請の受付状況につきましては、11件という形になってございます。

以上でございます。

●議長

6番、笹木議員。

●6番

今、11件と聞いてちょっと驚いたんですが、どう考えても何か少ないんじゃないかなと思うんですけど、課長、その辺どうでしょうか。

●議長

産業観光課長。

●産業観光課長

私たちも、今の11件というものはちょっと少ないというふうに、実態とはちょっと違うなというふうな認識は持っております。

最終的に、対象月の事業収入の減少となる対象6月分が、今まさに7月の申請月に対して行われてくるということもございまして、改めて、先ほどもご答弁申し上げましたが、給付の拡充後についても、今の対象期間の部分も改めてまた受付をしようというふうに考えてございまして、PR等をきちっとしていきたいというふうに思っております。

●議長

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

(なし)

●議長

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時
30分)

●議長

日程第4、議案第2号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書9ページをお開きください。

議案第2号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、地方自治法の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。令和2年7月16日提出、奈井江町長。

本案につきましては、奈井江、浦臼町学校給食組合を含む2団体の脱退に伴い、組合理約の変更について協議するため提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時

31分)

●議長

日程第5、議案第3号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書10ページをお開きください。

議案第3号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」、地方自治法の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。令和2年7月16日提出、奈井江町長。

本案につきましては、奈井江、浦臼町学校給食組合を含む3団体の脱退に伴い、組合規約の変更について協議するため提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決
33分)

(14時

●議長

日程第6、議案第4号「北海道町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書11ページをお開きください。

議案第4号「北海道町村総合事務組合規約の変更について」、地方自治法の規定によ

り、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。令和2年7月16日提出、奈井江町長。

本案につきましても、奈井江、浦臼町学校給食組合を含む3団体の脱退に伴い、組合同規約の変更について協議するため提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時

34分)

●議長

日程第7、議案第5号「町有財産の取得について【奈井江小学校タブレット整備事業】」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 12 ページをお開きください。

議案第 5 号「町有財産の取得について」、下記のとおり財産を取得するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例に基づき町議会の議決を求める。令和 2 年 7 月 16 日提出、奈井江町長。

記といたしまして、取得する財産、奈井江小学校タブレット整備事業。契約の方法、指名競争入札による。契約の金額、1,133 万円。契約の相手方、有限会社ノース・エコプランであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 5 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 号の上程・説明・質疑・討論・採決
35 分)

(14 時

●議長

日程第 8、議案第 6 号「町有財産の取得について【奈井江中学校タブレット整備事業】」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書14ページをお開きください。

議案第6号「町有財産の取得について」、下記のとおり財産を取得するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例に基づき町議会の議決を求める。令和2年7月16日提出、奈井江町長。

記といたしまして、取得する財産、奈井江中学校タブレット整備事業。契約の方法、指名競争入札による。契約の金額、884万4,000円。契約の相手方、有限会社ノース・エコプランであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和2年奈井江町議会第5回臨時会を閉会といたします。皆さん、大変ご苦労さまでした。

(14時37分)